

令和元年度 管理費単価表

(1)事務費の一般分保護単価に含まれている管理費

【本体施設】

定員	① 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設
	円
30人	21,422
31～40	17,587
41～50	15,836
51～60	14,173
61～70	13,424
71～80	13,041
81～90	12,670
91～100	12,118
101～110	11,914
111～120	11,730
121～130	11,378
131～140	11,305
141～150	11,242
151～160	10,978
161～170	10,934
171～180	10,858
181～190	10,656
191人以上	10,636

【本体施設】

定員	①-2 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設 (障害者支援施設を併設する場合)
	円
10人	48,475
11～20	28,866

【併設施設】

定員	①-3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設 (障害者支援施設に併設する場合)
	円
10人	35,556
11～20	23,135

【本体施設】

定員	② 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設
	円
40人	19,813
41～50	18,545
51～60	16,511
61～70	15,450
71人以上	14,692

【本体施設】

定員	③
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設
30人	円 19,823
31～40	16,387
41～50	14,235
51～60	12,920
61～70	12,341
71～80	11,578
81～90	11,086
91～100	10,948

【本体施設】

定員	③-2
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設 (障害者支援施設又は主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)
10人	円 46,398
11～15	33,111
16～20	26,467
21～25	22,481
26～30	19,823

【併設施設】

定員	③-3
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設 (主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設に併設する場合)
5人	円 59,018
6～10	33,263
11～15	24,354
16～20	19,899
21～25	17,226
26～30	15,444

【本体施設】

定員	④
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
30人	円 19,686
31～40	16,268
41～50	14,127
51～60	12,813
61～70	12,231
71～80	11,490
81～90	11,299
91～100	10,894

【本体施設】

④-2	
定員	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設 (障害者支援施設又は主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)
	円
10人	46,116
11 ~ 15	32,901
16 ~ 20	26,293
21 ~ 25	22,329
26 ~ 30	19,686

【併設施設】

④-3	
定員	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設 (主として盲児を入所さ
	円
5人	58,953
6 ~ 10	33,198
11 ~ 15	24,613
16 ~ 20	19,834
21 ~ 25	17,161
26 ~ 30	15,379

【本体施設】

⑤	
定員	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設
	円
50人	18,539
51 ~ 60	18,785
61 ~ 70	17,590
71人以上	16,694

(2)事務費の加算分保護単価に含まれている管理費

【本体施設・併設施設】

①	
定員	福祉型障害児入所施設 (主として肢体不自由児 を入所させる福祉型障害 児入所施設を除く。)の 職業指導員加算分
	円
30人	1,143
31 ~ 40	858
41 ~ 50	686
51 ~ 60	572
61 ~ 70	490
71 ~ 80	429
81 ~ 90	381
91 ~ 100	343
101 ~ 110	312
111 ~ 120	286
121 ~ 130	264
131 ~ 140	245
141 ~ 150	229
151 ~ 160	214
161 ~ 170	202
171 ~ 180	191
181 ~ 190	181
191人以上	172

【本体施設・併設施設】

①-2	
定員	福祉型障害児入所施設 (主として肢体不自由児 を入所させる福祉型障害 児入所施設を除く。)の 職業指導員加算分
	円
10人	3,430
11 ~ 20	1,715

【本体施設・併設施設】

①-3	
定員	主として盲児又はろうあ 児を入所させる福祉型障 害児入所施設の職業指導 員加算分
	円
5人	6,860
6 ~ 10	3,430
11 ~ 15	2,287
16 ~ 20	1,715
21 ~ 25	1,372
26 ~ 30	1,143

(注)本体施設であっても併設施設であっても同額

【本体施設・併設施設】

定員	② 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分
1人につき	円 1,715

【本体施設・併設施設】

定員	③ 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設等指導員特別加算分
5人	円 156
6～10	78
11～15	52
16～20	39
21～25	31
26～30	26
31～35	22

【本体施設・併設施設】

定員	④ 心理指導担当職員 配置加算分	⑤ 心理指導担当職員配置 加算分（公認心理師）	⑥ 看護職員配置 加算（Ⅰ）費分
10人	円 4,172	円 4,172	円 614
11～20	2,086	2,086	307
21～30	1,391	1,391	205
31～40	1,043	1,043	153
41～50	834	834	123
51～60	695	695	102
61～70	596	596	88
71～80	522	522	77
81～90	464	464	68
91～100	417	417	61
101～110	379	379	56
111～120	348	348	51
121～130	321	321	47
131～140	298	298	44
141～150	278	278	41
151～160	261	261	38
161～170	245	245	36
171～180	232	232	34
181～190	220	220	32
191人以上	209	209	31

【本体施設・併設施設】

定員	⑦ 看護職員配置 加算（Ⅱ）費分	⑧ 児童発達支援管理 責任者配置費分	⑨ 児童指導員等 加配加算分
10人	円 614	円 1,577	円 1,183
11～20	307	789	592
21～30	205	526	395
31～40	153	394	296
41～50	123	315	236
51～60	102	263	197
61～70	88	225	169
71～80	77	197	148
81～90	68	175	131
91～100	61	158	119
101～110	56	143	107
111～120	51	131	98
121～130	47	121	91
131～140	44	113	85
141～150	41	105	79
151～160	38	99	74
161～170	36	93	70
171～180	34	88	66
181～190	32	83	62
191人以上	31	79	59

令和元年度 障害児入所施設職員の本俸基準額表

(単位：円)

区 分	主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	福(4-5) 282,500 福(2-33) 257,900
主任(児童)指導員	福(2-17) 235,400
(児童)指導員	福(2-13) 229,200
職業指導員	福(1-25) 194,500
主任保育士	福(1-37) 212,100
保 育 士	福(1-33) 207,100
事 務 員	行Ⅰ(2-9) 209,400
栄 養 士	医Ⅱ(2-5) 194,700
調 理 員 等	行Ⅱ(1-37) 176,200
介 助 員	行Ⅱ(1-37) 176,200

- (注) 1. 「施設長」欄の主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設にあっては、上段51人以上、下段50人以下の施設である。
2. 直接処遇職員にあっては当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
3. 直接処遇職員のうち別に定める職種にあっては、上記表の本俸基準額と別に定める特殊業務手当基準額を加えたものを本俸基準額とする。

令和元年度 障害児入所施設職員の特殊業務手当基準額

(単位：円)

施設別	職種	特殊業務手当基準額	
		調整数	基本額
主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1) 児童と起居をともにする主任児童指導員	4	9,300
	(2) 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,300
	(3) 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	(4) その他の児童指導員	3	9,300
	(5) その他の保育士	3	7,800
	(6) 職業指導員	3	7,800
主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1) 児童と起居をともにする主任児童指導員	4	9,300
	(2) 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,300
	(3) 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	(4) その他の児童指導員	3	9,300
	(5) その他の保育士	3	7,800
	(6) 看護師	2	9,400
	(7) 職業指導員	3	7,800
主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1) 主任児童指導員	4	9,300
	(2) その他の児童指導員	4	9,300
	(3) 保育士	4	7,800
	(4) 看護師	2	9,400

(注) 上記表に該当する職種の特殊業務手当基準額は、基本額に調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額である。

別紙4 障害児入所施設職員配置基準

1. 障害児入所施設職員配置基準（2. の場合を除く。）

施設及び定員		職員	施設	事務	児童	保育	医師	看護師	栄養	介護	調理	計
		長	員	員	士	師	師	士	員	員等		
主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	人											
	30	1	1		8	2 (2)				1	4	17 (2)
	31 ~ 40	1	1		10	2 (2)				1	4	19 (2)
	41 ~ 49	1	1		12	2 (2)			1	1	4	22 (2)
	50	1	1		12	2 (2)			1	1	4	22 (2)
	51 ~ 60	1	1		14	2 (2)			1	1	4	24 (2)
	61 ~ 70	1	1		17	2 (2)			1	1	4	27 (2)
	71 ~ 80	1	1		19	2 (2)			1	1	4	29 (2)
	81 ~ 89	1	1		21	2 (2)			1	1	4	31 (2)
	90	1	1		21	2 (2)			1	1	5	32 (2)
	91 ~ 100	1	1		24	2 (2)			1	1	5	35 (2)
	101 ~ 110	1	1		26	2 (2)			1	1	5	37 (2)
	111 ~ 119	1	1		28	2 (2)			1	1	5	39 (2)
	120	1	1		28	2 (2)			1	1	6	40 (2)
	121 ~ 130	1	1		31	2 (2)			1	1	6	43 (2)
	131 ~ 140	1	1		33	2 (2)			1	1	6	45 (2)
	141 ~ 149	1	1		35	2 (2)			1	1	6	47 (2)
	150	1	2		35	2 (2)			1	1	7	49 (2)
	151 ~ 160	1	2		38	2 (2)			1	1	7	52 (2)
161 ~ 170	1	2		40	2 (2)			1	1	7	54 (2)	
171 ~ 180	1	2		42	2 (2)			1	1	8	57 (2)	
181 ~ 190	1	2		45	2 (2)			1	1	8	60 (2)	
191 ~ 200	1	2		47	2 (2)			1	1	8	62 (2)	
主として自閉症児を入所さ	40	1	1		10	3 (2)	2			1	4	22 (2)
	41 ~ 50	1	1		12	3 (2)	3	1		1	4	26 (2)
	51 ~ 60	1	1		14	3 (2)	3	1		1	4	28 (2)
	61 ~ 70	1	1		17	3 (2)	4	1		1	4	32 (2)
	71 ~ 80	1	1		19	3 (2)	4	1		1	4	34 (2)

せる福祉型障害児入所施設											
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施設及び定員		職員	施設長	事務員	児童指導員	保育士	医師	看護師	栄養士	介護員	調理員等	計
		人										
主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	30 ~ 35	1	1		7		2 (2)			1	4	16 (2)
	36 ~ 40	1	1		8		2 (2)			1	4	17 (2)
	41 ~ 50	1	1		8		2 (2)			1	4	17 (2)
	51 ~ 60	1	1	1	10		2 (2)		1	1	4	20 (2)
	61 ~ 70	1	1	1	12		2 (2)		1	1	4	22 (2)
	71 ~ 80	1	1	1	14		2 (2)		1	1	4	24 (2)
	81 ~ 89	1	1	1	16		2 (2)		1	1	4	26 (2)
	90 ~ 99	1	1	1	18		2 (2)		1	1	4	28 (2)
	100 ~	1	1	1	18		2 (2)		1	1	5	29 (2)
					20		2 (2)		1	1	5	31 (2)
主としてろ	30 ~ 35	1	1		7		1 (1)			1	4	15 (1)
	36 ~ 40	1	1		8		1 (1)			1	4	16 (1)
	41 ~ 50	1	1		8		1 (1)			1	4	16 (1)
	51 ~ 60	1	1	1	10		1 (1)		1	1	4	19 (1)
						12		1 (1)		1	1	4

う あ 児 を 入 所 さ せ る 福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	61	~	70	1	1	14	1 (1)		1	1	4	23 (1)
	71	~	80	1	1	16	1 (1)		1	1	4	25 (1)
	81	~	89	1	1	18	1 (1)		1	1	4	27 (1)
		90		1	1	18	1 (1)		1	1	5	28 (1)
	91	~	100	1	1	20	1 (1)		1	1	5	30 (1)
主 と し て 肢 体 不 自 由 児 を 入 所 さ せ る 福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設		50		1	1	15	1 (1)	3	1	1	4	27 (1)
	51	~	60	1	1	18	1 (1)	6	1	1	4	33 (1)
	61	~	70	1	1	20	1 (1)	6	1	1	4	35 (1)
	71	~	80	1	1	23	1 (1)	6	1	1	4	38 (1)

- (注) ・ 医師の () 内の職員は、嘱託医の職員で再掲。
 ・ この表に掲げる数字は、標準的な職員の人員配置を示したものであり直接処遇職員（児童指導員・保育士）については、実際の職員配置基準においては総数を4.3（主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設）で除して得た数等であること。

2. 主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設・障害者支援施設の併設型施設の職員配置基準

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合

施設及び定員		職員	施設長	事務員	児童指導員	保育士	医師	看護師	栄養士	介助員	調理員等	計
		主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	11人 10～20	1	1	4	6	2 (2) 2 (2)				1 1

(2) 障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合

施設及び定員		職員	施設長	事務員	児童指導員	保育士	医師	看護師	栄養士	介助員	調理員等	計
		主として知的障害児を入所させる福祉型	11人 10～20				3 5		1 (1) 1 (1)			

施設及び定員		長	員	員	士	師	師	士	員	等	
主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	5 人				2						2
	6 11				3						3
	16 21				4						4
	26 26				5						5
					6						6
				7						7	7

(5) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合

施設及び定員		職 員	施 設	事 務	児 童	保 育	医 師	看 護	栄 養	介 助	調 理	計
		長	員	員	士	師	師	士	員	員	等	
主としてろうあ児を入所させる	10 人	1	1		3		1 (1)			1	4	1 1 (1)
	11 16	1	1		4		1 (1)			1	4	1 2 (1)
	21 26	1	1		5		1 (1)			1	4	1 3 (1)
		1	1		6		1 (1)			1	4	1 4 (1)
		1	1		7		1 (1)			1	4	1 5 (1)

る福祉型障害児入所施設											
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合

施設及び定員		職 員	施 設	事 務	児 童	保 育	医 師	看 護	栄 養	介 助	調 理	計
		長	員	員	指 導	士	師	師	士	員	員 等	
主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	人											
	5				2							2
	6 ~ 10				3							3
	11 ~ 15				4							4
	16 ~ 20				5							5
	21 ~ 25				6							6
26 ~ 30				7							7	

- (注) ・ 医師の () 内の職員は、嘱託医の職員で再掲。
- ・ この表に掲げる数字は、標準的な職員の人員配置を示したものであり直接処遇職員（児童指導員・保育士）については、実際の職員配置基準においては総数を4.3（主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設）で除して得た数等であること。

<p>主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 保健衛生費 370円 乳幼児加算費 21,700円 日用品費 20,340円 指導訓練材料費 430円 看護代替要員費 160円 重度障害児支援加算費 60,830円 スプリンクラー保守管理費 310円 重度重複障害児加算費 34,600円 被虐待児受入加算費 37,900円 児童発達支援管理責任者配置費 7,710円 小規模グループケア加算費 76,000円 心理指導担当職員配置加算費 5,410円 心理指導担当職員配置加算費(公認心理師配置) 6,610円</p>								
<p>主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 日用品費 20,340円 保育士等加算費 21,700円 乳幼児加算費 21,700円 指導訓練材料費 430円 特別訓練費 820円 重度障害児支援加算費 60,830円 重度重複障害児加算費 34,600円 被虐待児受入加算費 37,900円</p>								
<p>主として肢体不自由児</p>	<p>50,820円 重度障害児支援加算費 60,830円</p>						<p>通所のための交通費実費</p>	<p>81,260円 さらに住居費及び生活諸費</p>	<p>5級地 7,450円 4級地 5,710円</p>

を入所させる福祉型障害児入所施設	行動障害児加算費 3,340円 重度重複障害児加算費 34,600円 被虐待児受入加算費 37,900円						教科書代等 4,940円	の経費を加算 141,430円	3級地 3,700円 2級地 2,750円 その他の地域 1,380円
主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 保健衛生費 370円 日用品費 20,340円 看護代替要員費 160円 重度障害児支援加算費 (25%) 50,700円 (30%) 60,830円 行動障害児加算費 3,340円 スプリンクラー保守管理費 950円 被虐待児受入加算費 37,900円 重度重複障害児支援加算費 34,600円 児童発達支援管理責任者配置費 7,710円 小規模グループケア加算費 76,000円 心理指導担当職員配置加算費 5,410円 心理指導担当職員配置加算費(公認心理師配置) 6,610円								
主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関	健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 指導費 250,880円 日用品費 20,340円 看護代替要員費(指定発達支援医療機関を除く。) 160円 療育訓練費 430円 スプリンクラー保守管理費 310円 被虐待児受入加算費								

算費										
37,900円 児童発達支援管 理責任者配置費 (指定発達支援 医療機関を除 く。)										
7,710円 小規模グルー プケア加算費(指 定発達支援医療 機関を除く。)										
76,000円										

(注) この表に定めるもののほか、(1)主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「健康保険の療養費の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁される。

<p>主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 保健衛生費 370円 乳幼児加算費 21,730円 日用品費 20,340円 指導訓練材料費 430円 看護代替要員費 160円 重度障害児支援加算費 60,830円 スプリングラー保守管理費 310円 重度重複障害児加算費 34,600円 被虐待児受入加算費 37,900円 児童発達支援管理責任者配置費 7,710円 小規模グループケア加算費 76,120円 心理指導担当職員配置加算費 5,420円 心理指導担当職員配置加算費(公認心理師配置) 6,620円</p>								
<p>主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 日用品費 20,340円 保育士等加算費 21,730円 乳幼児加算費 21,730円 指導訓練材料費 430円 特別訓練費 820円 重度障害児支援加算費 60,830円 重度重複障害児加算費 34,600円 被虐待児受入加算費 37,900円</p>								
<p>主として肢体不自由児</p>	<p>50,820円 重度障害児支援加算費 60,830円</p>						<p>通所のための交通費実費</p>	<p>81,260円 さらに住居費及び生活諸費</p>	<p>5級地 7,450円 4級地 5,710円</p>

を入所させる福祉型障害児入所施設	行動障害児加算費 3,340円 重度重複障害児加算費 34,600円 被虐待児受入加算費 37,900円						教科書代等 4,940円	の経費を加算 141,430円	3級地 3,700円 2級地 2,750円 その他の地域 1,380円
主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 保健衛生費 370円 日用品費 20,340円 看護代替要員費 160円 重度障害児支援加算費 (25%) 50,700円 (30%) 60,830円 行動障害児加算費 3,340円 スプリンクラー保守管理費 950円 被虐待児受入加算費 37,900円 重度重複障害児支援加算費 34,600円 児童発達支援管理責任者配置費 7,710円 小規模グループケア加算費 76,120円 心理指導担当職員配置加算費 5,420円 心理指導担当職員配置加算費(公認心理師配置) 6,620円								
主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関	健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 指導費 250,880円 日用品費 20,340円 看護代替要員費(指定発達支援医療機関を除く。) 160円 療育訓練費 430円 スプリンクラー保守管理費 310円 被虐待児受入加								

算費										
37,900円										
児童発達支援管 理責任者配置費 (指定発達支援 医療機関を除 く。)										
7,710円										
小規模グルー プケア加算費(指 定発達支援医療 機関を除く。)										
76,120円										

(注) この表に定めるもののほか、(1)主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「健康保険の療養費の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁される。